

7 ばい煙量等の測定（法第 16 条）

(1) ばい煙量等の測定（施行規則第 15 条）

※排出基準が適用されない施設や適用が猶予されている施設には、測定の義務はない。

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出量	測定頻度
10m ³ N/時 以上	2 か月 1 回以上
10m ³ N/時 未満	なし

※使用する燃料の硫黄含有率の測定は規則第 15 条の対象外。ただし、基準の遵守のためばい煙排出者は把握しておく必要がある。（平成 23 年 3 月 16 日環水大大発 110316001 号抜粋）

イ ばいじん、窒素酸化物、有害物質

施設の種類の種類		排出ガス量 (m ³ N/時)	ばいじん	窒素酸化物	有害物質 (窒素酸化物を 除く)
廃 棄 物 焼 却 炉	焼却能力 4t/時 以上	4 万以上	2 か月に 1 回以 上	2 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以 上
		4 万未満		年 2 回以上 (※)	年 2 回以上 (※)
	焼却能力 4t/時 未満	4 万以上	年 2 回以上 (※)	2 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以 上
		4 万未満		年 2 回以上 (※)	年 2 回以上 (※)
ガス専焼ボイラー、ガス タービン、ガス機関		4 万以上	5 年に 1 回以上	2 か月に 1 回以上	—
		4 万未満		年 2 回以上 (※)	—
ガス発生炉のうち、 水蒸気改質方式の改 質器（水素の製造能 力 1,000 m ³ N /時未 満）及び燃料電池用 改質器		—	5 年に 1 回以上	5 年に 1 回以上	—
上記以外の全ての施 設		4 万以上	2 か月に 1 回以 上	2 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以 上
		4 万未満	年 2 回以上 (※)	年 2 回以上 (※)	年 2 回以上 (※)

※排出ガス量が 4 万 m³N/時未満であって、継続して休止する期間が 6 か月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙発生施設については、年 1 回以上

(2) 測定方法（施行規則第 15 条第 1～5 号）

項目	測定方法	
硫黄酸化物	以下の 3 通りの方法のうちいずれかによる。 1 日本産業規格（以下、単に「JIS」という。）K 0103 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、JIS Z 8808 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法 2 JIS K 2301、JIS K 2541-1 から 2451-7 まで又は JIS M 8813 に定める方法により燃料の硫黄含有率を、JIS Z 8762-1 から 8762-4 までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法 3 環境大臣が定める方法（昭和 57 年 7 月 3 日、環境庁告示第 76 号）	
ばいじん	JIS Z 8808 に定める方法	
有害物質	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物	JIS K 0083 に定める方法
	塩素	JIS K 0106 に定める方法
	塩化水素	JIS K 0107 に定める方法
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	JIS K 0105 に定める方法
	窒素酸化物	JIS K 0104 に定める方法

(3) 測定記録の保存（施行規則第 15 条第 2 項 1, 2 号）

ア 測定の結果（常時の測定は除く。）は、様式第 7 によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を 3 年間保存する。

ただし、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者が行う計量証明により、様式第 7 に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、その証明書の記録をもって、様式第 7 の記録に代えることができる。

イ 常時の測定結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存する。

様式第7（第15条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(m ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(m ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/m ³)					
	C	(g/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/m ³)					
塩素		(mg/m ³)					
塩化水素	C s	(mg/m ³)					
	C	(mg/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/m ³)					
鉛及びその化合物		(mg/m ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比 ppm)					
	C	(容量比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素のC s及びC並びにカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 3 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。
ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 5 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行つた時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

- 6 日本産業規格K 2 3 0 1、日本産業規格K 2 5 4 1—1から2 5 4 1—7まで若しくは日本産業規格M 8 8 1 3に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

8 揮発性有機化合物濃度の測定（法第 17 条の 12）

(1) 揮発性有機化合物の測定（施行規則第 15 条の 3 第 1 号）

項目	測定回数
揮発性有機化合物	年 1 回以上

(2) 測定方法（施行規則第 15 条の 3 第 1 号）

項目	測定方法
揮発性有機化合物	環境大臣が定める方法（平成 17 年 6 月 9 日 環境庁告示第 61 号）

(3) 測定記録の保存（施行規則第 15 条の 3 第 2 号）

測定結果は、測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存する。